

第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務の委託業者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別添「第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和4年度 7,500,000円以内

令和5年度 7,500,000円以内

3 選定方法

本実施要領に基づき、参加資格を有する提案者からの企画提案について、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において選考評価し、第1位の者を優先交渉者とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本業務の公告日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (2) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者。
- (3) 令和 4・5 年度香取市入札参加資格者名簿の委託（大分類「調査・計画」、中分類「健康・福祉計画」）に登録されている者。
- (4) 過去 10 年以内に地方公共団体等から本業務と同等又は類似した業務を受注した実績がある者。

5 スケジュール（予定）

項 目	期 日 等
公募案内の公表	令和 4 年 6 月 27 日（月）
質問書の提出期限	令和 4 年 7 月 5 日（火）午後 5 時
質問の回答	令和 4 年 7 月 8 日（金）
参加表明書の提出期限	令和 4 年 7 月 13 日（水）午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 4 年 7 月 21 日（木）午後 5 時
第 1 次審査結果通知	令和 4 年 7 月 28 日（木）
第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 4 年 8 月 10 日（水）
第 2 次審査結果通知	令和 4 年 8 月中旬
契約締結	令和 4 年 9 月中旬

※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

6 参加手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- | | | |
|---|--------------------------|------------|
| ア | プロポーザル参加表明書（様式1） | 1部 |
| イ | 会社概要調査票（様式2） | 1部 |
| ウ | 業務実績調書（様式3） | 1部 |
| エ | 業務実施体制調書（様式4） | |
| | ・地域福祉計画分 | 1部 |
| | ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画分 | 1部 |
| | ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画分 | 1部 |
| オ | 配置予定技術者調書（様式5） | 技術者1人につき1部 |

(2) 受付期間

令和4年6月27日(月)から令和4年7月13日(水)午後5時まで(土・日除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

(4) 提出先

「13 提出先及び問合せ先」に同じ

(5) 参加辞退

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式7）を提出すること。提出方法は参加表明書の提出と同様とする。なお、参加を辞退した場合、既に提出された書類は全て返却する。

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式6）

(2) 受付期間

令和4年6月27日(月)から令和4年7月5日(火)午後5時まで(土・日除く)

(3) 提出方法

質問書（様式6）を持参又はメールで送信することにより行う。電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。

(4) 提出先

「13 提出先及び問合せ先」に同じ

(5) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和4年7月8日(金)までに、香取市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

本プロポーザルへ参加する事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式8）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（様式9）

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 企画提案書（任意様式）

- ア 様式は任意とする。
- イ A4片面印刷とする。やむを得ない場合、A3サイズを片袖折にしてA4サイズとすることも可とする。
- ウ 第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書をもとに、下記9(3)の審査項目を踏まえた内容で提案すること。
- エ 記載の順序は、審査項目に示す評価項目の順番と一致させること。ただし、会社概要や独自PR等を途中に挿入することは妨げない。

(4) 製本方法

提出書類は、簡易なA4ファイルに綴じ、ファイルの表紙には、題名（「第3次香取市地域福祉計画、香取市第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務委託企画提案書」）及び社名を記載すること。なお、目次や頁番号、インデックスを付する等、見やすい企画提案書とするよう努めること。

(5) 受付期間

令和4年7月11日(月)から令和4年7月21日(木)午後5時まで（土・日・祝日除く）

(6) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着、配達記録が残るものに限る。）

(7) 提出先

「13 提出先及び問合せ先」に同じ

9 委託候補者の選考方法及び審査項目

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 選考方法

提出された企画提案書等の内容を基に、書類審査を行う。

イ 審査結果の通知

全提案者に対し、令和4年7月28日(木)までに電子メールにて通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 選考方法

- a 第1次審査を通過した提案者について、委員会を開催し、下記(3)の審査項目に基づき審査を行い、選定委員の採点で最も高い評価点を得た提案者を第1順位の優先交渉者として決定する。最も高い評価点を得た者が複数いる場合は、委員会の議決による。

また、優先交渉者は、選定委員全員の評価点平均が90点を超える者とする。

なお、第1次審査を通過した提案者が1社の場合も審査を行う。

- b 委員会は、提案者が行う企画提案書等の内容のプレゼンテーションにより審査を行う。

- c 審査結果は、優先交渉者を決定後、全提案者に対し速やかに文書で通知する。

イ 選定委員会審査実施概要

a 期日

令和4年8月10日（水）事業者ごとの開始時間等は電子メールにて通知

b 場所

香取市役所内

c 出席者

1事業者4名以内

d 説明時間

1事業者あたり45分（説明30分、質疑応答15分）

e その他

説明時は、プロジェクター等の機材の使用を可とする。その場合、プロジェクター、PC、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは市で用意する。

(3) 審査項目

項目	評価視点	配点
業務執行体制	専門的な知識・ノウハウ・経験等を有した担当職員を配置し、担当者を複数人配置するなど、適切な体制がとられているか。	12
	担当者は質問に対し、明瞭かつ迅速な回答能力を有しているか。業務を進めるにあたり、本市の要望に柔軟な対応ができるか。	8
事業執行全体計画	本業務を遂行するために適切なスケジュールが設定されているか。 スケジュール進捗管理について、適切な体制がとられているか。	12
策定・進行管理体制等の提案	本市の現状を理解し、効果的・効率的な策定及び進行管理体制、評価方法を提案することができるか。	10
アンケート調査等	本市の意図を理解し、具体的かつ的確な手法で調査を遂行することができるか。 個人情報の取り扱いを適正に対応できる提案となっているか。	12
人口等の現状分析	分野ごとの対象人口、対象サービスの支給量等の推計方法について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	8
現状把握課題抽出	本市の現行計画を理解しているか。 現状分析に有効な方法が提案されているか。	12
課題整理	本市の現状を理解し、各種調査による課題の整理及び抽出する手法が提案されているか。	12
政策動向の把握	地域福祉・障害者福祉・高齢者福祉をめぐる法改正などの国・県の政策動向等に対する情報をとらえているか。	12
会議支援	各種会議における資料作成、助言、議事要旨の作成など、事務的な支援が期待できるか。	12
編集・表現	子どもから大人まで、市民に分かりやすく見やすい計画書となるよう、工夫された提案がされているか。	8
論理性	論理的な視点で、骨子案を提案されているか。	12
事業実績	本事業を遂行するために必要な業務実績を有しているか。 他市町村の保健福祉計画策定等の実績があり、成果をあげているか。	8
価格	見積書の価格が、提案書の内容に対して妥当であるか。	12
合 計		150

10 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉者と、契約内容を協議の上、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案は、1社1案とする。
- (2) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という）は、すべて提案者負担とする。
- (5) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 審査内容についての問合せには一切応じない。
- (7) 提案者は、本件で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (8) 提案者の責任において関係法令等を十分に確認すること。
- (9) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (10) 本市は、提案者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。
- (11) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合、本要領に示す日程や時間を変更又は中止することがある。
- (12) (11)の場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。また損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。

12 情報公開について

- (1) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づき公開することを原則とする。
- (2) 契約締結後、香取市ホームページに以下の内容を掲載する。
 - ア 業務名
 - イ 受注者の氏名及び住所
 - ウ その他必要な事項

13 提出先及び問合せ先

香取市福祉健康部社会福祉課社会福祉班

〒287-8501 香取市佐原口 2 1 2 7 番地

TEL 0478 - 50 - 1209

FAX 0478 - 54 - 3370

メール seikatsu2@city.katori.lg.jp